

1. 当院は、厚生労働大臣が定める診療報酬上の基準に適合した保険医療機関です。

2. 入院基本料について

当院は、厚生労働大臣が定める基準による看護をおこなう保険医療機関で、中国四国厚生局へ届出ております。

- 精神病棟入院基本料 15 対 1
- 認知症治療病棟入院料 1

時間帯ごとの看護職員及び看護要員の一人あたりの受け持ち人数は次のとおりです。

精神病棟入院基本料(15 対 1)では、1日に 14 人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

- 朝 8 時 45 分から夕方 5 時 30 分までの受け持ち数は看護職員 1 人当たり 9 人以内です。
- 夕方 5 時 30 分から深夜 0 時までの受け持ち数は看護職員 1 人当たり 24 人以内です。
- 深夜 0 時から朝 8 時 45 分までの受け持ち数は看護職員 1 人当たり 24 人以内です。

認知症治療病棟入院料では、1日に 14 人以上の看護要員(看護師及び准看護師と看護補助者)が勤務しています。

- 朝 8 時 45 分から夕方 5 時 30 分までの受け持ち数は看護要員 1 人当たり 5 人以内です。
- 夕方 5 時 30 分から深夜 0 時までの受け持ち数は看護要員 1 人当たり 24 人以内です。
- 深夜 0 時から朝 8 時 45 分までの受け持ち数は看護要員 1 人当たり 24 人以内です。

3. 中国四国厚生局長への届出事項

【許可申請事項】

- 精神病棟入院基本料 15対 1
- 診療録管理体制加算3
- 看護配置加算看護補助加算 1
- 精神科身体合併症管理加算
- 精神科救急搬送患者地域連携受入加算
- データー提出加算 1・3
- 後発医薬品使用体制加算1
- 認知症治療病棟入院料1
- 入院時食事療養（I）
- 検体検査管理加算（I）
- CT 撮影及び MRI 撮影
- 認知症患者リハビリテーション料
- 医療保護入院等診療料
- 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
- 運動器リハビリテーション料（Ⅱ）
- 入院ベースアップ評価料 25
- 重度認知症患者デイ・ケア料
- 精神科作業療法
- がん治療連携管理料
- 在宅療養支援病院
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 在宅持続陽圧呼吸法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
- その他 酸素購入単価

4. 明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方につきましても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるもので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

5. 保険外負担に関する事項

項目		数	金額(円) 消費税別
文章料	普通診断書	1通につき	3,000
	死亡診断書	1通につき	3,000
	受診状況証明書	1通につき	3,000
	医師意見書(身体障害者用)	1通につき	5,000
	診断書(成年後見用)	1通につき	5,000
	診断書(精神通院医療用)	1通につき	5,000
	医師意見書	1通につき	3,000
	生命保険診断書	1通につき	5,000
	自立支援医療用診断書	1通につき	1,000
	施設入所時診療情報提供書	1通につき	3,000
	年金関係診断書	1通につき	5,000
	領収証明書(1カ月目)	1通につき	1,000
	領収証明書(2ヶ月目)	1通につき	300
	特別障害手当認定診断書	1通につき	3,000
	診断書(運転免許センター用)	1通につき	3,000
	特定疾患臨床調査費表	1通につき	3,000
画像提供料	1通につき	1,000	
死亡処置料		1回につき	10,000

医療行為	面談料(30分以内)	1回につき	2,500
	面談料(60分以内)	1回につき	3,500
	面談料(60分以上)	1回につき	5,000
オムツ代	さらさらスリム	45枚 (1枚)	860 19
	オンリーワンパットレギュラー	32枚 (1枚)	700 22
	スリムフラット	30枚 (1枚)	700 23
	オンリーワンパットスーパーロング	32枚 (1枚)	1,000 31
	オンリーワンパットワイドパット	30枚 (1枚)	1,000 33
	オンリーワン幅広テープS	22枚 (1枚)	1,100 50
	オンリーワン幅広テープM	20枚 (1枚)	1,100 (55)
	オンリーワン幅広テープL・LL	17枚 (1枚)	1,200 (71)
	オンリーワンパンツうす型前後フリーS	20枚 (1枚)	2,500 (125)
	オンリーワンパンツうす型前後フリーM	22枚 (1枚)	2,500 (114)
オンリーワンパンツうす型前後フリーL、LL	20枚 (1枚)	2,500 (125)	
オムツ代	全面おしめ(生保以外)※使用枚数に制限なし		35,640
	全面おしめ(生保)		20,150
	夜間おしめ		17,820

散髪代	調髪	1回につき	1,690
	調髪(ベツサイド)	1回につき	1,990
食事代	付添食(朝)	1食	200
	付添食(昼)	1食	450
	付添食(夕)	1食	450
管理料	精神一般病床、認知症治療病棟	1日	220
破損料	電子体温計、敷布、掛布、毛布、シーツ等		実費
<p>※なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められてません。</p> <p>※上記記載以外においても必要な場合に、当院でご用意させていただくことがあります。</p>			

6. 基本診療料の施設基準が定める揭示事項

医療情報取得加算について

- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定検診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。

後発医薬品使用体制加算について

- 入院及び外来において後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでおります。
- 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整備しております。
- 医薬品の供給状況によっては投与する薬剤が変更となる可能性があり、変更する場合には説明いたします。

7. 一般名処方加算

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、一般処方名によって患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

8. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援、

身体的拘束最小化

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が協同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

意思決定支援について

当院では、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、適切な意思決定支援に関する指針を定めております。

身体的拘束最小化の取り組みについて

当院では、多職種による身体的拘束最小化チームを設置し、緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束を行わない取り組みを行っております。

9. 入院時食事療養（I）

入院時食事療養費（I）を算定すべき食事療養の基準に係る届出をおこなっております。

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っております。療養のための食事は、管理栄養士の管理の下に適時（朝食 午前 8 時、昼食 午後 0 時、夕食 午後 6 時）適温で提供しております。

入院中の食事についてご負担いただく金額は次のとおりです。

（なお、この負担額は高額療養費制度の対象にはなりません。）

■ 保険適用の場合、1食につき 510 円

ただし、次に該当する場合はそれぞれ以下の金額に減額されます。

① 町村民税非課税世帯に属する方などで、標準負担額の減額認定を受けている場合	1食 240 円
② ①かつ、過去 1 年間の入院日数が 90 日を超えている場合	1食 190 円
③ 市町村民税非課税世帯に属する方などで、老齢福祉年金を受給している場合	1食 110 円

「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、ご提示ください。

10. 看護職員の負担軽減

- 看護職員と多職種の業務分担（薬剤師、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、診療放射線技師）
- 多様な勤務形態の導入
- 妊娠・子育て・介護中の看護職員に対する配慮（夜勤の減免制度、半日・時間単位休暇制度、所定労働時間の短縮）